

最近の年金関連トピックス

平成28年1月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 公的年金関連	
1-1. 第31回社会保障審議会年金部会の開催	… 4
2. 企業年金関連	
2-1. DC改正法案 来年の通常国会へ先送りの可能性	… 6
2-2. 法人税率引き下げへの対応	… 7
2-3. ASBJが「リスク分担型DB」の取扱いの議論開始	… 8
2-4. ASBJが「リスク分担型DB」の会計処理についての議論を開始	… 9
2-5. 平成28年度税制改正大綱について	… 10
3. 各種利率関連	
3-1. 平成28年度の下限予定利率の見込み	… 12
3-2. 平成28年度の非継続基準の予定利率の見込み	… 13
3-3. 平成27年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率は 年▲20.55%(告示改正)	… 15
4. その他のトピックス	
4-1. 平成27年「高年齢者雇用状況」集計結果	… 18
4-2. 一億総活躍社会 緊急対策の取りまとめ公表	… 19
5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成27年10月～12月)	… 21

※ 平成27年10月～平成27年12月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《一億総活躍社会と年金制度》 ⇒P.19

政府は、日本再興戦略改訂2015でアベノミクス第2ステージとして、「一億総活躍社会」の実現を目指すと言いました。「一億総活躍社会」とは、少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持するとともに、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を意味します。その実現に向けて、①「希望を生み出す強い経済」、②「夢を紡ぐ子育て支援」、③「安心につながる社会保障」という「新・3本の矢」が掲げられました。

第3の矢として掲げられた「安心につながる社会保障」では生涯現役社会の実現を挙げ、対策の方向性として健康寿命の延伸や高齢者の所得全体の底上げ、地域づくり等に取り組むとしています。なお、高齢者の所得全体の底上げは、11月に開催された一億総活躍国民会議において緊急に実施すべき対策とされ、この中には企業年金や公的年金に関する事項も含まれています。具体的には、以下の内容です。

<企業年金関連>

- 企業年金・個人年金の普及・拡大や公的年金の改革を進め、公私を通じた年金水準の確保を図る

<公的年金関連>

- 就労促進の観点から、いわゆる「103万円の壁」、「130万円の壁」の原因となっている税・社会保険、配偶者手当の制度にあり方について検討する
- 第一号被保険者の産前産後期間の経済負担を軽減するため、国民年金保険料の免除を検討する
- 賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行う

生涯現役社会・一億総活躍社会等の要請は、少子高齢化に向かう中で経済活力を維持し財政負担への圧迫を解消する等の観点から喫緊の課題と考えられます。当然、公的年金の見直しも視野に入ってくるでしょうし、定年制度など企業の雇用慣行も変革を迫まれることになると思われます。そして、結果的には企業の退職給付制度にも波及してくる可能性が大きいと考えられます。

1. 公的年金関連

1-1. 第31回社会保障審議会年金部会の開催

- 厚労省が公的年金制度の見直しの方向性について報告
- 短時間労働者への適用拡大、マクロ経済スライドの見直し等を織り込む

～以下、メールマガジン「第31回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

12月8日、社会保障審議会年金部会が開催され、公的年金制度の見直しの方向性について厚生労働省より報告がありました。

公的年金制度の見直しについては、昨年以来同部会で議論され、本年1月に「議論の整理」として報告書がとりまとめられています。厚労省はこの議論の整理をベースに政府との調整を進めており、早ければ来年の通常国会に法案を提出する運びとなります。

当日報告された主な改革案は以下のとおりです。

＜短時間労働者に対する被用者保険適用拡大＞

平成28年10月より、従業員501人以上の企業については一定の要件(週20時間以上勤務、月収8.8万円以上等)を満たす短時間労働者を被用者保険の適用とすることとなっているが、500人以下の企業についても、労使合意を前提に短時間労働者を適用対象とすることができるようにする。

＜マクロ経済スライドの仕組みの見直し＞

現行では、デフレ下にはマクロ経済スライドによる年金額調整は行わないこととされているが、デフレ下で調整できなかった分を繰り越し、賃金・物価上昇時にまとめて年金額を調整する。

＜国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除＞

産前産後期間の保険料は免除し、免除期間は基礎年金の給付額計算上フル通算する。このために必要な財源は、現在法律に明記された保険料に加え、追加の保険料(月額100円程度)を求め、国民年金の被保険者全体で支えることで対応する。

また、年金部会では年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)における改革の議論が再開されることになり、当日は合議制機関の在り方や株式のインハウス運用(自家運用)を採用することの是非といった論点が示されました。今後同部会ではGPIFのガバナンス・運用の在り方について改革を進めるべく議論が行われます。

＜今後の予定＞

次の開催日時は未定ですが、年内にもう一度開催を予定しているとのことです。その際は主にGPIFのガバナンスの在り方について議論が行われる予定です。

同部会の資料については、以下をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106438.html>

2. 企業年金関連

2-1. DC改正法案 来年の通常国会へ先送りの可能性

- 秋の臨時国会は見送りへ
- DC改正法案の継続審議は来年(2016年)の通常国会まで先送り

～以下、メールマガジン「DC改正法案 来年の通常国会へ先送りの可能性」転載～

10月17日付の日本経済新聞および主要各紙に、秋の臨時国会開催が見送られる可能性が高いとの記事が掲載されていました。

秋の臨時国会では例年、補正予算案や継続審議となった法案が審議されますが、今年は通常国会の会期が大幅に延長されたことに加え、首相の外交日程が立て込んでいる等の理由から、政府・与党は臨時国会開催の見送りを検討しているとのこと。

臨時国会が開催されない場合、DC改正法案を含めた継続審議案件は、来年の通常国会まで先送りされると思われます。

2-2. 法人税率引き下げへの対応

- 政府が法人税引き下げに向けて調整、2017年度に20%台へ
- 税務上の費用(損金)となる掛金は、税率引下げ前の拠出にメリットあり

～以下、メールマガジン「法人税率引き下げへの対応」転載～

10月11日付の日本経済新聞の一面に、「法人税、17年度に20%台、政府調整」という記事が掲載されました。法人実効税率に関して、政府・与党は、今後数年で20%台に引き下げる方針は示していましたが、実現時期を前倒しするとともに、時期を明確化する模様です。法人税率の引き下げにより税費用が減少すれば、税引き後の利益が拡大するわけですから、企業にとってプラスであり、歓迎材料であるのは間違いありません。

ただ、税率が高い期間に対応したほうが有利となることもあります。将来、負担しなければならない費用であれば、税率が高いうちに支払っておけば、税負担が軽減されるからです。たとえば、年金の掛金は損金となるため、税率50%の時に100の掛金を拠出すると税負担が50減少します。このため、実質的な資金負担は50となります。一方、税率が40%に引き下げられ、引き下げ後に掛金100を拠出すると税負担の減少は40にとどまるため、実質的な資金負担は60になります。

また、現在の企業会計では税効果会計が適用されており、会計上の積立不足に対しては、当該積立不足が解消された場合の税負担の減少を予め織り込み、繰延税金資産を計上しています。法人税率が引き下げられると、引き下げられた税率に応じて繰延税金資産を取り崩すことになり、当該取り崩し分だけ税引後当期純利益は減少します。

ここ数年の運用パフォーマンスの好調で、年金財政の状況は好転している企業は多いと思います。ただ、まだ積立不足が存在したり、予定利率が高めの企業では、税率が引き下げられる前に対応を急ぐことは理にかなった行動といえます。また、まだ詳細は不明ではありますが、先月の社会保障審議会企業年金部会で具体案が示された、将来の財政悪化時に想定される積立不足に対して設定される「リスク対応掛金」なども税率が高い時期に対応する方が有利と考えられます。

※首相官邸は、11月26日に2016年度に20%台に引き下げるよう指示しました。企業の投資拡大や賃上げ等による景気浮揚のためには実現を急ぐべきと判断し、1年前倒したものです。

2-3. ASBJが「リスク分担型DB」の取扱いの議論開始

- リスク分担型DB(仮称)の会計上の取扱いについてASBJ(企業会計基準委員会)が議論開始へ

～以下、メールマガジン「企業会計基準委員会(ASBJ)が新ハイブリッド型制度の取扱いの議論開始へ」転載～

11月12日開催されたASBJ(企業会計基準委員会)の基準諮問会議において厚生労働省が検討中の「リスク分担型DB(仮称)」の会計上の取扱いを、ASBJが新テーマとして採りあげることと決定しました。今後、退職給付専門委員会にて議論が行われ、同制度が会計処理上DC、DBいずれに該当するのかが明確化されることとなります。

基準諮問会議は、ASBJに対し、基準開発のテーマを提言する機関です。基準開発が必要であるかは、広範な影響があるか、あるいは作成者、利用者、監査人等からのニーズがあるか、などいくつかの観点から判断されます。

今回の会議では、厚生労働省からリスク分担型DBの説明を受けた後、事務局から提案に関する趣旨説明がありました。本件については、(1)DB制度が広く普及しており、新制度へ移行する事業所も見込まれること、(2)企業において退職給付債務は重要性があり、本制度が導入された場合、財務諸表に重要な影響を与えること、(3)本テーマは一定のニーズがあり、かつ平成28年度導入が予定されるなど緊急性が高いと考えられること、などを背景に新テーマとして採りあげべきであるとされました。

また、通常であれば、実務対応委員会に新規テーマの評価を依頼し、次回以降の基準諮問会議で結論を出すという段取りで進められることとなりますが、本件は緊急性を要するため今回の諮問会議で結論を出すことで各委員の意見を求めました。委員から賛同の意見が得られたため、今後、ASBJで本テーマが議論されることとなります。なお、これからの審議状況等についても本メルマガで随時ご案内していく予定です。

2-4. ASBJが「リスク分担型DB」の会計処理についての議論を開始

- リスク分担型DB(仮称)の会計上の取扱いの議論開始
- DCとみなす場合には、移行時の処理及び開示についての議論追加も

～以下、メールマガジン「ASBJが「リスク分担型DB」の会計処理についての議論を開始」転載～

12月18日にASBJ(企業会計基準委員会)で退職給付専門委員会が開催され、「リスク分担型DB(仮称)」の会計処理についての議論が開始されました。

リスク分担型DBの会計処理に関しては、12月4日のASBJで新規テーマとして採り上げることが決定しており、専門委員会での審議は今回が第1回目となります。

専門委員会では、厚生労働省からリスク分担型DBに関する説明がなされ、その後、今後検討すべき事項やスケジュールが議論されました。専門委員会に要請された検討課題は、リスク分担型DBを会計上DBとして取り扱うか、DCとみなすかという点であり、「企業が追加的な拠出義務を負うか否か」が論点になると見込まれますが、本日は踏み込んだ議論はなされませんでした。

事務局からは、これに加えてDCとみなす場合には「制度移行時の会計処理」及び「開示」についての議論も必要ではないかとの認識が示されました。

現在の「制度移行時の会計処理」では、リスク分担型DBへの移行を想定していないため、委員から設例等も含めて処理案を示すべきとの意見が出されました。

「開示」に関しては、現行のDCは要拠出額を開示することとされていますが、リスク分担型DBについては、追加の開示が必要か否かが検討されることとなります。

なお、スケジュールについては、早ければ平成28年度からリスク分担型DBの実施が予定されており、緊急性が高いということから、3月末を目途に一定の方向性を目指すとのことです。今後、短期間で集中的に議論が行われることになりそうです。

2-5. 平成28年度税制改正大綱について

- 平成28年度税制改正大綱固まる
- リスク対応掛金、リスク分担型DBの掛金も損金算入の対象へ

～以下、メールマガジン「平成28年度税制改正大綱について」転載～

「平成28年度税制改正大綱」について企業年金に関連する項目が固まりましたので、ご案内します。

◆確定給付企業年金制度の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置～リスク対応掛金、リスク分担型DBの導入等～

- 確定給付企業年金法等の改正を前提に、以下の掛金を損金算入対象とする。
 - (1)事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金(リスク対応掛金)
 - (2)事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金(リスク分担型DB)に係るもの
 - (3)複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金

◆マイナンバー記載対象書類の見直し(削減)

～退職所得の受給に関する申告書等への記載見直し～

- 給与等、公的年金等または退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとする。
 - (1)給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 - (2)従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
 - (3)退職所得の受給に関する申告書
 - (4)公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(注)上記の改正は、平成29年分以後の所得税について適用する。

なお、年金課税については、公的年金や公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討することが、今後の「検討事項」として明記されました。

3. 各種利率関連

3-1. 平成28年度の下限予定利率の見込み

- 平成28年度の厚年基金およびDB年金における継続基準の下限予定利率は年0.3%の見込み

下限予定利率の見込みについて

- 下限予定利率は10年国債の直近5年間の平均利回り、または10年国債の直近1年間の平均利回りのいずれか低い率を基準に設定されます。平成27年度の下限予定利率は0.5%です。
- 通例は平成28年3月末を目途に、厚年基金については通知の改正、DB年金については告示の改正が行われ、正式に下限予定利率が改正されることとなります。
- 平成27年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、平成27年の年平均利回りが0.380%となり、上記の見込みとなりました。

3-2. 平成28年度の非継続基準の予定利率の見込み

- 平成28年度の厚年基金およびDB年金における非継続基準の予定利率は年1.76%の見込み

非継続基準の予定利率の見込みについて

- 非継続基準の予定利率は30年国債の直近5年間の平均利回りを勘案して設定されています。
- 平成27年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、直近5年間の平均利回りが1.759%となり、上記の見込みとなりました。
- 平成27年度の非継続基準の予定利率は1.90%ですが、平成28年3月末を目途に、告示および予定利率の改正が行われることとなります。
- なお、平成28年度の予定利率が1.76%の場合、一定の手続きを前提に予定利率を1.408%～2.112%の間で設定することも可能です。

3-2. 平成28年度の非継続基準の予定利率の見込み

予定利率の推移

- 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されます。(例年3月末に改正)
- 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されます。(例年3月末に改正)

年度	厚生年金基金		確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準 (プラスアルファ部分)	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
H23	1.1%	2.32% (1.856%~2.784%)	1.1%	2.32% (1.856%~2.784%)
H24	1.1%	2.24% (1.792%~2.688%)	1.1%	2.24% (1.792%~2.688%)
H25	0.8%	2.13% (1.704%~2.556%)	0.8%	2.13% (1.704%~2.556%)
H26	0.7%	2.00% (1.600%~2.400%)	0.7%	2.00% (1.600%~2.400%)
H27	0.5%	1.90% (1.520%~2.280%)	0.5%	1.90% (1.520%~2.280%)
H28	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)

(注)平成28年度の数值はいずれも見込みの値です。

3-3. 平成27年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率は年▲20.55%(告示改正)

- 平成27年7月～9月における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は▲20.55%(年率)

ポイント

- 今般の告示改正により、最低責任準備金(期ズレなし)の平成27年7月～9月における利回りが▲20.55%(年率)とされました。
- 当該利回りは、平成27年7月31日から平成28年1月30日の間に代行返上・解散の認可を受けた(受ける)厚生年金基金に、期間に応じて適用される予定です。
- 平成28年1月31日時点で存続する厚生年金基金には当該四半期毎の利回りは適用されず、平成27年度の利回り(平成28年8月公表予定)が適用される予定です。

3-3. 平成27年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率は年▲20.55%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本 体利 回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率				期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—				—	—	—
平成10年度	4.15%	—				—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%				(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%				4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%				3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%				3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%				1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%				0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%				4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%				2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%				6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%				3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%				▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%				▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%				7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%				▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%				2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%				9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	—	4月～6月 7.90%	7月～9月 ▲20.55%	10月～12月 —	1月～3月 —	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	—	—				11.61%	—	—

今回確定分

4. その他のトピックス

4-1. 平成27年「高年齢者雇用状況」集計結果

- 厚労省が平成27年「高年齢者の雇用状況」集計結果を公表
- 高年齢者の雇用が着実に進展

～以下、メールマガジン「平成27年「高年齢者雇用状況」集計結果」転載～

10月21日、厚生労働省が平成27年「高年齢者の雇用状況」集計結果を公表しました。

この調査は、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などをまとめたもので、毎年6月1日時点の状況を集計しています。調査対象は従業員31人以上の企業約15万社で、うち約97%が回答しています。

平成25年に高年齢者雇用安定法が改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止）され、70歳以上まで働ける企業の割合が2割を超えるなど、高年齢者雇用は着実に進んでおり、特に中小企業において、その取り組みが顕著です。

集計結果のポイントは以下のとおりです。

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

全企業：72.5%（前年差1.5ポイント増加）

中小企業：74.8%（同1.6ポイント増加）

大企業：52.7%（同0.8ポイント増加）

(2) 70歳以上まで働ける企業の割合

全企業：20.1%（前年差1.1ポイント増加）

中小企業：21.0%（同1.2ポイント増加）

大企業：12.7%（同0.9ポイント増加）

(3) 定年到達者に占める継続雇用者の割合（60歳定年企業）

継続雇用者：82.1%

継続雇用を希望しない定年退職者：17.7%

希望したが継続雇用されなかった者：0.2%

※この集計では、従業員31人～300人規模を中小企業、301人以上規模を大企業としています。

4-2. 一億総活躍社会 緊急対策の取りまとめ公表

- 政府が一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策を公表
- 緊急実施項目の中に企業年金・公的年金関連も

～以下、メールマガジン「一億総活躍社会 緊急対策の取りまとめ公表」転載～

11月27日の日経新聞1面ほか主要各紙に掲載されているとおり、政府は「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を取りまとめました。

これは、11月26日に開催された一億総活躍国民会議において決定されたもので、来春取りまとめる予定の「ニッポン一億総活躍プラン」の基本的な考え方を整理した上で、「希望出生率1.8」や「介護離職ゼロ」を実現するために緊急に実施すべき対策について取りまとめたものです。

この中で、企業年金・公的年金関連についても緊急に実施すべきとされたことがあります。具体的には以下の点です。

【企業年金関連】

- 企業年金・個人年金の普及・拡大や公的年金の改革を進め、公私を通じた年金水準の確保を図る

【公的年金関連】

- 就労促進の観点から、いわゆる「103万円の壁」、「130万円の壁」の原因となっている税・社会保険、配偶者手当の制度のあり方について検討する
- 第一号被保険者の産前産後期間の経済負担を軽減するため、国民年金保険料の免除を検討する
- 賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行う(特に緊急対応)

一億総活躍社会 緊急対策の内容は以下URLをご参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/kinkyu_taisaku/hontai.pdf

5. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成27年10月～12月)

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成27年10月～12月)

	年金メールマガジン	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成27年 10月	法人税率引き下げへの対応				○
	DC改正法案 来年の通常国会へ先送りの可能性		○		
	平成27年「高年齢者雇用状況」集計結果				○
平成27年 11月	企業会計基準委員会(ASBJ)が新ハイブリッド型制度の取扱いの議論開始へ			○	
	一億総活躍社会 緊急対策の取りまとめ公表				○
平成27年 12月	平成28年度の下限予定利率の見込み年0.3% (厚年、DB)		○		
	平成28年度の非継続基準の予定利率の見込み年1.76% (厚年、DB)		○		
	第31回社会保障審議会年金部会の開催について	○			
	平成27年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年▲20.55%(告示改正)	○			
	平成28年度税制改正大綱について		○		
	ASBJが「リスク分担型DB」の会計処理についての議論を開始			○	

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))